

アンビシャス居宅介護支援事業所契約書

_____様（以下、利用者といいます）とアンビシャス居宅介護支援事業所（以下、事業者といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅サービス計画の作成を支援するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者からの文書による同意を受けます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、計画実施状況の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に課題分析を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、北海道国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は別紙重要事項説明書の通りです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は利用者又はその家族が事業所やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
- 5 要支援1、要支援2に認定された場合においては、事業者は当該担当地域の地域包括支援センターを紹介するなどの便宜を図ります。

第13条（緊急時の対応）

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師、家族等に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第14条（個人情報の使用）

利用者は、事業者が適切なケアマネジメントを実施するに際し、別紙に定める利用目的に従い個人情報を利用することに同意するものとします。

第15条（守秘義務）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 利用者に係る他の指定居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第16条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者及び家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
- 2 事業者は、利用者及びその家族等が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者

に対して何らかの不利益な取り扱いをすることはできません。

【事業者の窓口】 アンビシャス居宅介護支援事業所 管理者 東 友枝	所在地 札幌市中央区南 6 条西 8 丁目 5 TEL：011-206-4231 FAX：011-551-1201 受付時間 平 日 9 時 00 分～18 時 00 分
【市町村（保険者）の窓口】 札幌市保健福祉局高齢保福祉部 介護保険課	所在地 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 TEL：011-211-2547 FAX：011-218-5117
【市町村（保険者）の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 291-190 TEL：011-231-5175

第 17 条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第 18 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 19 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 20 条（利用者代理人）

- 1 利用者は、本契約に定める権利の行使と義務の履行に関して代理人を選任し、口頭その他の指示により本契約の締結等を代理させることができます。
- 2 利用者に法定代理人を選任する必要がある場合、事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第21条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第22条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用所、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日
利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

利用者代理人

私は、第20条の規定により、利用者 _____ から本契約に定める権利の行使と義務の履行に関する代理人に選任されましたので、本人の口頭その他の指示によって、本人に代わり本契約書に署名、押印します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(利用者との続柄 _____)

事業者 アンビシャス居宅介護支援事業所

住 所 北海道札幌市中央区南6条西8丁目5

代表取締役 江川 昇 印